

諮問日：令和4年6月1日（令和4年度（情）諮問第4号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（情）答申第19号）

件名：鹿児島地方裁判所における特定人に関する信書の発受についての文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人に関する信書の発受について（令和元年10月8日から本日付（補正がなされた場合は補正回答日付）までのもの）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、鹿児島地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、鹿児島地方裁判所長が令和4年4月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が、原判断庁に対し、弁護人を通じて苦情申出人の刑事事件の原審中に苦情申出人が発信し受信した信書及び書面内容を刑事事件記録として開示された経緯があるので、控訴審中に求めたところ、刑事事件記録ではなく、行政文書として記録されているとした回答が原判断庁からなされたため、司法行政文書の開示を求めた次第になります。不開示の理由について裁判所は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の対象ではないため、適用されません。また、不開示情報とは、「個人に関する情報」や「裁判所の事務に支障を及ぼす情報など」「開示することで差しさわりのある情報」が含まれる場合にはその部分を黒塗りにした状態で開示することになると

されています。なので、本件開示申出文書は、個人特定になる氏名や住所等が黒塗りにて出されることはあっても、一切不開示とされる対象のものではありません。よって開示されるべきです。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出に係る文書は、特定の信書について原判断庁が特定人に発信し、又は同人が発信したもので原判断庁が受信した記録に関する文書であると思料するところ、当該文書の存否を明らかにすると、原判断庁が特定人に信書を送信し、又は特定人から信書を受信した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が公になるが、この情報は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。
- 2 苦情申出人は、裁判所には法が適用されない旨や、個人特定になる氏名や住所等が黒塗りにて出されることはあっても、文書の存否を明らかにしないで不開示とすることはできない旨を主張するが、原判断庁においては、取扱要綱記第5に基づき原判断を行ったものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出に係る文書は、特定の信書について原判断庁が特定人に発信し、又は同人が発信したもので原判断庁が受信した記録に関する文書であると考えられる。したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

そして、本件存否情報は、その性格上、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないから、同号ただし書ロに掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書イ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

苦情申出人は、裁判所には法が適用されない旨や、個人特定になる氏名や住所等が黒塗りにて出されることはあっても、文書の存否を明らかにしないで不開示とすることはできない旨を主張するが、原判断庁が、本件開示申出文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした判断は、取扱要綱記第5に基づいてされたものであると認められるから、上記主張を採用することはできない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子